

「職業紹介優良事業者認定制度」 のご紹介



求人者・求職者に選ばれる職業紹介事業者に！

法令遵守及び採用・定着/マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定することにより、求職者が安心・安全な事業者を選択し、求人者が取引先選定の基準とすることによって、職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングの促進を目的としています。



認定取得のメリット

- 認定取得すると、認定マークを使って、求人者などに優良事業者であることをPRできます（名刺等に利用できます）。
- 認定事業者は特設サイトで公表されます。

認定マーク



職業紹介優良事業者

特設サイト





申請条件

- ・有料の職業紹介事業を行っている事業者の方
- ・直近の過去2年間（※）において、「常用雇用（無期雇用または4ヶ月以上の有期雇用）」について毎期10件以上の入職実績があること 等

※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2年間以上について要件を満たしていること



認定基準

必須基準（20項目全て）、基本基準（11項目のうち9項目以上）を満たす必要があります。

- ・手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表していること（必須）
- ・早期離職時の返戻金制度を設けていること（必須）等
- ・求人者に可能な限りの就業実態等の情報開示を求め、その内容を求職者に適正に伝えていていること（基本）等

詳しくは特設サイトへ

厚生労働省委託事業 「職業紹介優良事業者認定事業及び医療・介護・保育分野における
適正事業者認定事業」受託運営事務局 一般社団法人 日本人材紹介事業協会

職業紹介 優良認定

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

